令和８年１０月１日

各　　位

林業・木材製造業労働災害防止協会
青森県支部長　島　　英　樹
登録番号：T2010405001854

木材加工用機械作業主任者技能講習会の開催について（ご案内）
木材加工用機械作業主任者：青森労働局長登録番号第１０号
登録有効期間：令和１１年３月３０日

木材加工用機械（製材、木工等）を一定台数所有して加工業務を行う場合には、労働安全衛生法第１４条の定めにより技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、労働災害防止に努めることが義務づけられています。

この作業主任者の資格取得のための技能講習を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

１．受講資格

(1) 木材加工用機械作業に３年以上従事した経験を有する者

(2) その他厚生労働大臣が定める者

２．開催日時及び会場

(1) 日時　令和８年１１月１１日(水)～１２日(木)　両日とも８：１５～１７：３０

(2) 会場　青森市大字高田字川瀬１０４－１　青森県木材協同組合内　「木魂館」

３．講習科目及び時間

| 講　習　科　目 | 範　　囲 | 時 間 |
|---|---|---|
| 関係法令 | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則中の関係条項 | ２時間 |
| 木材加工用機械、その他安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 | 木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能 | ６時間 |
| 木材加工用機械、その他安全装置の保守点検に関する知識 | 木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業環境の整備 | ２時間 |

| | | |
|---|---|---|
| 木材加工用機械作業方法に関する知識 | 治具及び手工具の種類及びその活用方法安全作業一般作業標準 | ５時間 |
| 修了試験 | 上記の範囲 | １時間 |

４．受講料及び振込先

(1) 受講料　　１人１８，４００円（10%対象内税）

（講習料・テキスト代含む：16,728 円、消費税 1,672 円）

(2) 講習科目一部免除該当者受講料１６，２００円（10%対象内税）

（講習料・テキスト代含む：14,728 円、消費税 1,472 円）

(3) 作業主任者表示ボード料

安衛則第十八条(作業主任者の氏名等の周知)により作業場内に作業主任者名を掲示すると規定されているので、必要な場合は、１枚１，５００円を申込みと同時に納入して下さい。

(4) 振込先　　林業・木材製造業労働災害防止協会

青森県支部　支部長　島　　英　樹

青森みちのく銀行本店　普通１０７６７４０

５．申込方法及び申込先

(1) 申込方法

別紙申込書に必要事項を記載し、講習実施日の１０日前までに当支部へ　郵送により申し込んで下さい。定員（１４名）になり次第締め切ります。

(2) 申　込　先

〒030－0151　青森市大字高田字川瀬 104－1

林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部　℡ 017－739－8761

６．携行品等

(1) 筆記用具、ノート及び証明写真１枚(横 2.2ｃｍ×縦 2.7ｃｍ)

(2) 本人確認のための自動車運転免許証等

(3) 所定の技能講習を終了し、修了試験の合格者に修了証を交付します。

(4) 開始時間に遅れた場合は、受講できませんので注意願います。

７．修了試験（記述試験）の合否について

合否の判断基準は、各科目の得点が各科目の配点の４０％以上であり、かつ全科目の得点合計が６０点以上ある場合を合格とします。

担当：林災防　青森県支部

事務局長　中村 ℡017-739-8761